令和元年５月オレンジ勉強会

顧客情報の提供について

令和２年５月２２日
弁護士　有馬　明仁

１　問題点

顧客情報の提供に関し，法的な規制において，問題となりうるのは，
①個人情報保護法
②保険業法
です。

なお，特定商取引法や消費者契約法の問題についても調査しましたが，現時点までに調査した限りでは，特段，問題点はなかったです。

２　個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)では，第三者に情報を提供することを目的とする場合，当然といえば，当然ですが，本人から同意を得る必要があります(個人情報保護法２３条)。

また，情報を取得するに際して，顧客に対して，告知すべきこと等があり，取得後も適切に保管しなければなりません。

前記法律上の規制に反した場合には，個人情報保護委員会の立ち入り検査，勧告・是正命令がなされることがあります(個人情報保護法４１条～４３条)。また，自己又は第三者の不正な利益を得る目的で第三者に提供した場合には，１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金(個人情報保護法８３条)，本人の同意を得ずに取得した従業員に対しても，６ヶ月以下の懲役又は３０万円以下の罰金が課され，さらに，会社に対しても同様に３０万円の罰金が課されることになります(個人情報保護法８３条～８５条)。

このように個人情報保護法の規定に違反した場合には，刑事責任を問われる可能性がありますが，個人情報を取得する際に，ルールを徹底させれば，保険代理店等に名簿を売却することについての特段の規制はございません。

３　保険業法について

（１）総論

保険代理店から個人情報の提供と引き換えに報酬を得る場合には，顧客に対して，保険に関する情報を提供する程度の違いによって，保険業法における保険募集人にあたるかどうかが変わってきます。

保険業法における保険募集人に該当する場合には，財務局等への届出が必要となります。届出をしない場合には，１年以下の懲役または１００万円の罰金が課されるおそれがあります(保険業法２７５条，２７６条，２８０条，３０２条)。

（２）保険募集人の該当性

保険募集人に該当するか否かにおいて，以下のURLで貼り付けた金融庁のＨＰ上にある「保険会社向けの総合的な監督指針」のうち，「Ⅱ－４　業務の適切性」が参考になります。

そのため，保険商品の内容について説明を行ったり，推奨をした場合，「その他の保険契約の締結又は媒介」の要件を満たし(保険業法２条２６項)，保険募集人にあたる可能性がございます。

以　上